

# 賃金規定

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合賃金規程

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、宮川下流漁業協同組合就業規則（以下「規則」という。）第 24 条の規程に基づき、従業員の賃金並びに賞与に関する基準及び手続きを定めたものである。

(給与の原則)

第 2 条 給与は、従業員の遂行した職務の質と量及び責任の度合いとに応じて支払うことを原則とする。

(給与の分類)

第 3 条 給与は次のとおり分類する。

- (1) 賃金
- (2) 賞与
- (3) 退職金

## 第 2 章 賃 金

### 【第 1 節 賃金の支払い】

(賃金の締切日及び支払日)

第 4 条 賃金は毎月 20 日をもって締切り、前月 21 日より当月の 20 日まで（以下「月給」という。）の分を当月の 21 日に支払う。ただし、その日が休日のときは、その前日に支払う。

(賃金の支払い及び控除)

第 5 条 賃金は全額通貨で直接従業員にその内訳を示してこれを支払う。ただし、法令に定められたもの及び従業員と書面により協定したものは控除する。

2 組合は、本人の同意を得た場合は、本人が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金又は貯金口座への振込みによることができる。

(平均賃金)

第 6 条 この規程及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労働基準法第 12 条に定める。

(月給者の賃金控除)

第7条 賃金の一部を控除する場合において、賃金が月額をもって定められている場合は、日割り又は時間割計算でこれを控除して行なう。

(賃金の分類)

第8条 賃金を下記のとおり分類する。

- (1) 基準内賃金
  - 基本給
  - 特別手当
- (2) 基準外賃金
  - 時間外賃金
  - 時間外手当
  - 休日出勤手当
  - 夜間勤務手当

## 【第2節 基本給】

(基本給の形態)

第9条 従業員の基本給を次のとおり区分する。

- (1) 月給
  - 参事及び特に定められた従業員
- (2) 日給月給
  - 前号各号以外の従業員及び嘱託員
- (3) 日給及び時間給
  - 臨時従業員、パートタイマー及びアルバイト

(基本給の対象となる労働)

第10条 基本給のうち、月給者は1ヶ月(暦月)に対して支給し、日給月給者は1ヶ月(暦月)の所定就業日に対して支給する。

2 日給者及び時間給者は1日の所定就業時間に対して支給する。

(新任又は昇給の月の月給)

第11条 月の途中で新任又は昇給した場合、基本給が月給であるときは、その月の基本給は辞令日付の当日より、日割り計算で支給する。

(退職又は死亡した月の賃金)

第 12 条 月給者が退職または死亡した場合、その月分の基準内賃金は辞令の日付(又は死亡日)まで日割り計算して支給する。ただし、欠勤のため基準給を支給しない場合を除く

### 【第 3 節 基本給の計算】

(初任給)

第 13 条 基本給の額はそのつど学歴、職歴及び職能の程度、年齢などを考慮して理事会の意見を聞いて決定する。

### 【第 4 節 昇給】

(昇給の原則)

第 14 条 昇給は、基本給について行なうものとする。

2 昇給は、組合の業績及び各人の人物、技能、勤務成績などにより基準額につき、考課のうえ決定する。

(特別手当)

第 15 条 従業員が、組合の業績に特に貢献した場合に理事会に諮り、特別手当を支給する。

(時間外手当等)

第 16 条 従業員が、就業時間外又は休日、深夜にわたって就業した場合、次の区分に従って時間外手当を支給する。

(1) 時間外手当

所定就業時間外の勤務 1 時間につき時間給の 125%

(2) 休日出勤手当

休日勤務 1 時間につき、時間給の 135%

(3) 深夜勤務手当

午後 6 時より午前 10 時までの就業 1 時間につき、時間給の 125%、ただし、時間外就業が引き続き深夜に至ったものについては 150%。

### 【第 5 節 諸手当】

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、住居から、勤務する事務所までの距離が片道 2Km 以上である職員に支払う。

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1箇月当たりの運賃等相当額として、当該各号に定める額とする。
  - (1) 自家用車等の使用距離が片道 5 km 未満である職員  
2,000 円
  - (2) 自家用車等の使用距離が片道 5 km 以上 10 km 未満である職員  
4,200 円
  - (3) 自家用車等の使用距離が片道 10 km 以上 15 km 未満である職員  
7,100 円
- 3 通勤方法の支給方法は給与支払いの時に支給する。

### 第 3 章 賞 与

(賞与の区分)

第 18 条 賞与は、夏期賞与と期末賞与とし、夏期賞与については前年 11 月 21 日から支給日まで、期末賞与についてはその年の 5 月 21 日以降から支給日まで在籍する従業員にこれを支給する。

(賞与の算定基礎期間)

第 19 条 夏期賞与の算定基礎期間は、前年の 11 月 21 日から当年の 5 月 21 日までとし、期末賞与の算定基礎期間は当年の 5 月 21 日から 11 月 21 日までとする。

(賞与の算定)

第 20 条 賞与は、算定基礎期間における組合の業績と算定基礎期間中における従業員の勤務成績などを勘案して支給する。ただし、業績が極めて悪く組合の支払い能力がない場合には、支給しないことがある。

- 2 賞与算定にあたっては、業務上の傷病による休業日については出勤扱いとし、休業日数に含めない。

附則

この規則は平成 30 年 4 月 20 日より施行する。